

---

プロジェクト **連結納税制度の見直しへの対応**  
項目 **連帯納付義務に関する注記**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、グループ通算制度についての開示のうち、連帯納付義務に関する注記について、前回までの審議で聞かれた意見を踏まえ、再提案をすることを目的としている。

## II. 前回の事務局の提案と聞かれた主な意見

### 前回の事務局の提案

2. 前回の審議資料においては、事務局の分析として、次の事項をお示ししていた。
  - (1) 連結納税制度及びグループ通算制度における連帯納付義務は、民法における連帯債務の規定が準用されており、偶発債務に該当すると考えられる。
  - (2) 偶発債務は財務諸表等規則などにおいて注記が求められているが、実務対応報告第 5 号では、連帯納付義務を履行する可能性は極めて低いと考えられることから、注記の必要はないとしていた。
  - (3) グループ通算制度においては、子会社だけでなく、親会社も連帯納付義務を負っており、また、連帯納付義務の対象となる債務者は親会社だけでなく子会社も含まれることになり、連帯納付義務を履行する可能性が極めて低いとは言えない場合があると考えられる。親会社と子会社では、義務を履行する可能性や情報の有用性が異なる。
3. 前項の分析から、連結納税制度における取扱いを踏襲せず、次の企業には連帯納付義務に係る偶発債務の注記を求め、(2) (3) 以外の子会社については注記を求めないことを提案していた。
  - (1) 通算親会社
  - (2) 純粋持株会社を有する企業グループにおいて実質的に中核的事業を行っている通算子会社
  - (3) 親会社と同等ないし親会社以上の資金力及び収益力のある通算子会社

### 聞かれた主な意見

4. 前項の提案について、次のような意見が聞かれている。
  - (1) 連結納税制度下で、連帯納付義務の開示の必要性が指摘されたことはないものと考えられ、重要な問題が生じることも想定しづらいため、注記を求めない形

で公開草案により意見を求めてはどうか。

- (2) 注記を求める通算子会社について、「純粋持株会社」や「資金力及び収益力」などの用語が使われているが、用語の定義が明らかでなく、実務において注記を行う子会社を判断することが容易ではないのではないか。
- (3) 連帯納付義務が実際に履行される可能性は一般に低いと考えられ、連帯納付義務の総額を注記することは、財務諸表利用者に誤解を与えるおそれがあるのではないか。

### III. 事務局の再提案

- 5. 前項の聞かれた意見などを踏まえ、次の理由から連結納税制度の取り扱いを踏襲し、注記を求めないこととすることが考えられる。
  - (1) 基本的に実務対応報告第5号等における会計処理及び開示の取扱いを踏襲することとしていること。
  - (2) 連結納税制度とグループ通算制度では制度に差があることから、親会社や本資料第3項(2)及び(3)のような通算子会社では、連帯納付義務の履行の可能性が必ずしも低いとは言えないと思われるが、制度に内在する義務であり、グループ通算制度を適用していることを注記することとしていることから、別途偶発債務の注記を行う有用性は乏しいと考えられること。
- 6. 前項の提案とした場合の、文案は以下のとおりである。

(本文)

- 30. 通算会社が負っている連帯納付義務については、偶発債務としての注記を要しない。

(結論の背景)

- 63. 連結納税制度における連帯納付義務について、実務対応報告第5号では、通常、連結納税子会社が連帯納付義務を履行する可能性は極めて低いと考えられ、そのような場合には偶発債務の注記を行う必要はないものとしていた。  
この点、連結納税制度では子会社が親会社の債務に対する連帯納付義務を負っているのに対して、グループ通算制度では通算子会社だけでなく、通算親会社も連帯納付義務を負っており、また、連帯納付義務の対象となる債務者は通算親会社だけでなく、通算グループ内の他の通算子会社も含まれるなどの相違がある。しかし、基本的に開示についても実務対応報告第5号等を踏襲することとしていること、また、連帯納付義務は制度に内在する義務でありグループ通算制度を適用している旨を注記することとしていることから(第28項参照)、別途偶発債務の注記を行う有用性は大きくないと考えられ、連帯納付義務について偶発債務の注記を要しないこととした(第30項

参照)。

**ディスカッション・ポイント**

事務局の追加の分析及び、提案についてご意見を伺いたい。

以 上